

宇土市児童センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年6月29日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第35号

宇土市児童センター条例施行規則の一部を改正する規則

宇土市児童センター条例施行規則（昭和55年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「するときは、」の次に「使用予定日の1週間前までに」を加える。

第10条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年6月29日から施行する。